



●第35条 ファイナル中における燃料補給（クラスE・クラスFは除く） およびピット滞在時間の追記

変更前

第35条 ファイナル中における燃料補給（クラスE・クラスFは除く）およびピット滞在時間

1. 給油は指定された給油ピットのみで行うことができる。
2. 給油する際の携行缶は各チームで車両ごとに用意すること。
使用できる携行缶は市販品の金属性で容量2リットル以上のものとし、
公式車検にて技術員の確認を受けたものとする。
また、給油ピットに携行缶を持ち込む際は、燃料が入った状態で携行缶の計量が行われ、
指定の重量を上回った場合は給油エリアに持ち込むことができない。
重量は後日公式通知にて示す。
3. 1回のピットインで給油できる量は、上記、携行缶（市販品の金属性で容量2リットル以上のもの）
から1回のみ給油できる。

変更後

第35条 ファイナル中における燃料補給（クラスE・クラスFは除く）およびピット滞在時間

1. 給油は指定された給油ピットのみで行うことができる。
2. 給油する際の携行缶は各チームで車両ごとに用意すること。
使用できる携行缶は市販品の金属性で容量2リットル以上のものとし、
公式車検にて補給監査員の確認を受けたものとする。
3. 給油ピットに携行缶を持ち込む際は、燃料が入った状態で携行缶の計量が行われ、
指定の重量を上回った場合は給油エリアに持ち込むことができない。
指定の重量 = 各チームで用意した携行缶の重量 + ガソリンの重量（2リットル）
ガソリンの重量は後日公式通知にて示す。
4. 1回のピットインで給油できる量は、上記、携行缶（市販品の金属性で容量2リットル以上のもの）
から1回のみ給油できる。

以降、条項の番号を変更

※下線部分が変更箇所

以上